

多賀城市監査委員告示第20号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した補助金交付団体に係る監査の結果について、多賀城市老人クラブ連合会会長から同条第14項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年12月22日

多賀城市監査委員 佐伯 光時

多賀城市監査委員 板橋 恵一

記

- 1 監査対象団体等
多賀城市老人クラブ連合会(平成31年度多賀城市老人クラブ連合会補助金)
- 2 監査結果の報告日
令和2年11月25日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日
令和2年12月2日
- 4 措置状況報告の内容
別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 補助金交付団体に係る監査
(平成31年度多賀城市老人クラブ連合会補助金)
- 2 監査実施日 令和2年10月30日
- 3 監査対象部署 多賀城市老人クラブ連合会
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	多賀城市老人クラブ連合会運営費補助金交付申請について、交付申請書は市へ提出されているが、交付申請に係る起案及び決裁が行われていなかった。	遡及して起案文書を作成することはできないが、今後は、起案担当者と決裁権者の双方で確認し、会長決裁を受けたうえで提出します。
2	指導	当該補助金の実績報告書について、起案文書と発出文書の日付に整合性がなかった。	指摘のあった起案文書の日付は、実績報告書に記載した令和2年3月31日に訂正しました。 今後は、起案文書と発出文書の日付については十分確認したうえで作成します。